

9. 救急・救助業務

救急業務は、昭和38年に法制化され、現在は高齢化の進展による人口構成の変化に伴い、需要は今後さらに増大する可能性があるため、消防行政の中でも重要なものとなっている。

また、救助業務については、昭和61年の消防法改正により救助隊が法的に位置付けられ、その業務範囲は火災、交通事故、自然災害や特殊な災害などにまで及んでいる。

1. 救急業務実施体制

平成31年4月1日現在、県内消防本部の救急隊数は220隊、救急車保有台数は264台（うち非常用44台）、救急隊員は3,344人（うち専任隊員は1,322人、兼任隊員は2,022人）である。

また、県内消防本部の救急救命士数は1,226人で、全ての消防本部で救急救命士による救急業務が実施されている。（第1表参照）

2. 救急業務実施状況

平成30年中の県内救急出場総件数は331,042件で、前年に比べ13,464件増加した。これを事故種別で見ると、急病211,266件（63.8%）、一般負傷47,365件（14.3%）、交通事故23,760件（7.2%）の順となる。

また、救急搬送人員は293,809人で、前年に比べ9,984人増加した。

これは、県内において約1分35秒に1回の割合で救急車が出場し、県民を630万人とした場合、約21人に1人が救急車で搬送されたことになる。（第2表参照）

3. 救助業務実施体制

平成31年4月1日現在、県内市町村の救助隊総数は57隊（うち救助隊10隊、特別救助隊34隊、高度救助隊12隊、特別高度救助隊1隊）であり、救助工作車保有台数は55台である。

また、救助隊総隊員数は930人（うち救助隊員135人、特別救助隊員586人、高度救助隊員193人、特別高度救助隊員16人）である。（第6表、第6-2表参照）

4. 救助業務実施状況

平成30年中の県内救助活動総件数は2,871件で、前年に比べ319件増加した。これを事故種別で見ると、建物等による事故1,286件（44.8%）、交通事故491件（17.1%）、火災275件（9.6%）の順となる。

また、救助人員は2,231人で、前年に比べ138人増加した。（第7表参照）